

# 9月9日は救急の日

救急医療週間 9月4日～10日

9月9日は「救急の日」です。北見地区消防組合消防署訓子府支署では、皆さんに救急業務の理解を深めていただき、応急手当の普及・啓発を図る活動を行っています。

## 昨年の救急出動 206 件

訓子府支署では、迅速な出動など救急活動に全力を挙げていますが、119番通報を受けてから現場到着までの所要時間は平均で5.6分（訓子府町平成27年平均値）となっています。

病气やけがにより、突然、心肺停止もしくはそれに近い状態になった場合、いかに早く救急蘇生法を行うかが、救命に大きく影響します。救命率を上げるには、そこに居合わせた方の迅速な通報、救急蘇生法が大切になります。大切な命を救うためにも、知識や技術を身に付けましょう。

### 北海道救急医療・広域災害情報システムの紹介

急病・けがなどで受診可能な医療機関をお探しのとき、救急医療情報案内センターが24時間体制で提供します。

※医療相談はしていません。

・全道どこからでも (☎ 0120-20-8699)

・携帯電話などから (☎ 011-221-8699)

・インターネットから

<http://www.qq.pref.hokkaido.jp>



### 応急手当法の講習会

普通救命講習 I（心肺蘇生法や異物除去などの講習）のご案内

○とき 9月8日(木)

・1回目 13時～16時

・2回目 18時～21時

年別救急出動状況	
平成 23 年	208 件
平成 24 年	189 件
平成 25 年	205 件
平成 26 年	216 件
平成 27 年	206 件



↑【救命の連鎖】事故現場などに居合わせた住民と救急隊員、そして医師の連携で命を救うことが「救命の連鎖」です。上の図左から3つの輪は住民が迅速に行うことを示し、右端の輪は救急から引き継いだ病院内の処置を示しています。

#### ◆こんな使い方はやめましょう◆

- 救急車をタクシー代わりに利用する
- 昼間は病院が混んでいるので、時間外に受診するために救急車を呼ぶ

#### ◆救急車が走行しているときは◆

- 救急車が自分の車に近付いてきたときは、左側に寄って救急車に進路を譲ってください
- 傷病者の家族の方などは、救急車を追走しないでください

- ところ 訓子府消防庁舎
  - 定員 各回 20人
  - 申込み 消防署訓子府支署
- ※申し込みの際、すでに定員の場合はご容赦願います。
- 職場や地域などでの応急手当、講習会の問い合わせは消防署訓子府支署へ

■消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

「防災の日」9月1日 「防災週間」8月30日～9月5日

# 安全・安心なまちづくり 「自助・共助・公助」の連携へ

9月1日は「防災の日」です。地震や台風などの自然災害の被害を最小限に食い止めるため、日常の備えの大切さを再認識する日です。  
8月17日から23日にかけて、度重なる台風の通過により、道内各地や町内でも道路や河川、農作物などに甚大な被害をもたらしました。  
災害発生時、被害を最小限に抑えるためには地域ぐるみの協力が重要となります。「自助・共助・公助」の連携により、防災・減災の取り組みに努めていきます。



防災意識を高め、被害を最小限に

地域の力を結集し、防災・減災を  
防災・減災のためには、防災関係機関の迅速な対応だけではなく、地域の皆さん一人一人の普段の心がまえや備えが大切です。  
地域の力を結集し、防災・減災対策に取り組み「自助・共助」の動きを拡大し、町などの防災対策である「公助」と連携していくことも重要で、災害からみんなを身を守るという意識を普段から持ちましょう。  
もし、災害が起こった場合は、慌てず冷静に対処することです。「自助」は、自分の安全を確認すること、「共助」は、隣近所の安全確認や避難所へ一緒に行動することを第一に考えることです。  
「自主防災」＝「地域ぐるみの協力」  
自主防災組織は、災害によって交通網が寸断したり、火災などにより消防や警察などの防災機関が十分な対応ができないときに、地域のことは地域で守るといって「地域ぐるみの協力体制」のことを言います。  
災害の規模が大きくなればなるほど現場などの防災機関が災害現場に向かうことが難しくなります。そのため、畑などの家屋以外の被害箇所への対応や、避難行動などを地域ぐるみで行うことが大切です。

## 9月1日(木) 午前10時 シェイクアウト訓練を実施

町では、9月1日(木)午前10時に約1分間、消防サイレンを合図に地震を想定したシェイクアウト訓練（安全行動訓練）を町内一斉に行います。サイレンが聞こえたら、それぞれの家庭や職場で机の下に隠れるなどの安全行動訓練を実施し、防災対策の確認をしましょう。  
また、合わせて防災用品などの持ち出し準備の点検なども行いましょう。

- ### 日常の備え確認を
- 日常の備え
  - ①非常食や懐中電灯など非常時持出品の点検をする
  - ②3日分程度の食料・飲料水を備える
  - ③家の内外で危険な場所がないか確認しておく
  - ④災害時の避難経路、避難場所を家族で確認しておく
  - 災害時の対応
  - ①正確な情報収集と早めの行動をとる
  - ②避難の呼びかけに注意する
  - ③動きやすい格好、二人以上で避難する
  - ④車での避難は控える
  - ⑤道路や堤防などに車を放置しない

■総務課交通防災係 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)